Press Release
記者発表資料

きらっと☆とよかわっ！
愛知県 豊川市

令和２年３月24日

豊川市政記者クラブ加盟社　各位

日本車輌製造株式会社　豊川製作所

愛知県が土壌汚染に関する情報を発表

愛知県は、令和２年３月２４日に豊川市内にある日本車輌製造株式会社　豊川製作所の敷地内で土壌汚染が生じていることについての発表を行いました。

これを受け、豊川市としても市政記者クラブ加盟社に対し、日本車輌製造株式会社　豊川製作所における土壌汚染の情報を同時発表いたします。

記

１　調査対象地・面積

調査対象地　＝　日本車輌製造株式会社　豊川製作所
愛知県豊川市穂ノ原２丁目20番地の一部

調査対象地面積　＝　537.2㎡

２　報告内容・今後の対応など

別添、愛知県が発表した資料のとおり

【お問い合わせ先】

●土壌汚染に関すること
愛知県東三河総局 県民環境部 環境保全課 環境保全グループ
電話　0532-35-6112

●豊川市の環境などに関すること
豊川市 産業環境部 環境課（岡本・安藤・大野）
電話　0533-89-2141

TOYOKAWA

豊川市政記者クラブ同時

2020年３月24日（火）
愛知県東三河総局県民環境部環境保全課
環境保全グループ
担当　三輪、山内
内線　281、282
ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ　0532-35-6112
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当　宮本、木村
内線　3045、3050
ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ　052-954-6225

豊川市における土壌汚染について

日本車輌（しゃりょう）製造株式会社が、豊川市内の同社豊川製作所において、自主的に土壌汚染等調査を実施したところ、土壌汚染が判明したため、本日、同社から愛知県に届出がありました。

県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

１　届出内容

（１）届出者

日本車輌製造株式会社

（２）届出年月日

2020年３月24日（火）

（３）調査実施期間

2019年４月11日（木）から2020年３月23日（月）まで

（４）汚染が判明した土地の所在地

日本車輌製造株式会社　豊川製作所

豊川市穂ノ原（ほのはら）２丁目20番地の一部

（５）届出の根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第７号。以下「条例」という。）第40条第１項

（６）調査結果

ア　土壌溶出量

調査した全ての地点で条例に規定する土壌溶出量基準に適合していました。

イ　土壌含有量

次表のとおり条例に規定する土壌含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果最大値	土壌含有量基準	基準超過土壌検出深度	超過区画数／調査区画数注2
鉛及びその化合物	5400mg／kg（36倍）注1	150mg／kg以下	0～0.5m	2／28

注１：（　）内は土壌含有量基準に対する倍率を示す。

注２：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

（７）当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、現在、コンクリートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

２　今後の対応

事業者は、汚染土壌の掘削除去を実施していく予定です。

県は、事業者に対し、汚染土壌の掘削除去時の飛散・流出防止等の土壌汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

３　事業者の連絡先

日本車輌製造株式会社　総務部

名古屋市熱田区三本松町１番１号　052-882-3316

４　調査対象地の概要

（１）調査対象地の面積

532.7 ㎡

（２）調査対象地の利用状況

1939（昭和 14）年から 1945（昭和 20）年まで豊川海軍工廠、1947（昭和 22）年から 1963（昭和 38）年まで日本国有鉄道豊川分工場、1964（昭和 39）年から現在まで日本車輌製造株式会社　豊川製作所として利用されています。今回の調査範囲では、鉛及びその化合物を含んだハンダ等の使用履歴があります。

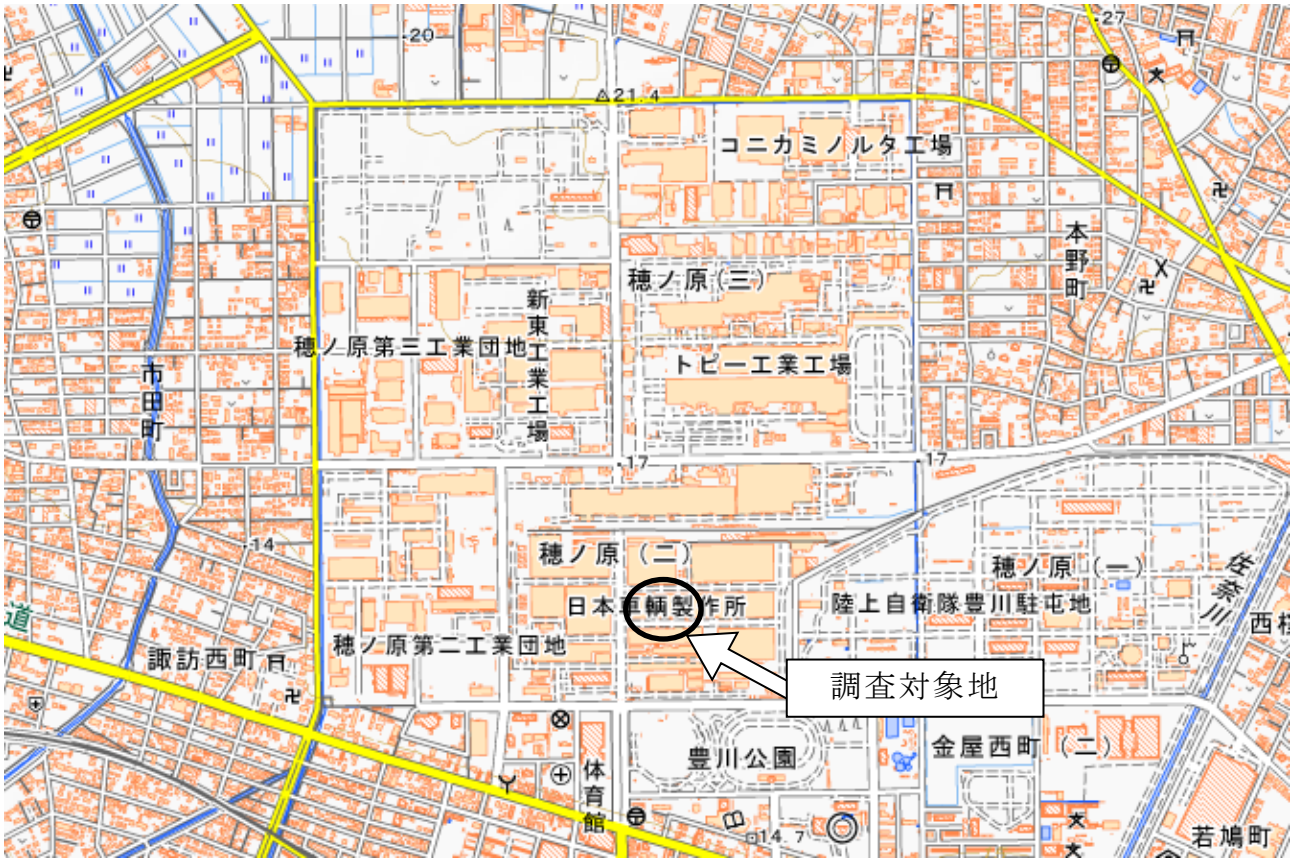

※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○　基準を超過した特定有害物質について

・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、９０％以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約５年かかり、長く体内に残ります。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）

○　県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年愛知県条例第７号）（抄）

（汚染の拡散防止のための措置等）

第40条　土壌汚染等調査を行った特定有害物質等取扱事業者又は第39条第４項若しくは第39条の２第２項の土壌汚染等調査を行った土地の所有者等は、当該土壌汚染等調査の結果、当該土壌汚染等調査に係る土地の土壌又は当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が土壌汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは、直ちに、土壌汚染等対策指針に従い、当該土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の拡散防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、当該汚染の状況及び講じた応急の措置の内容その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

２以下　略